

また、台東区にある田原町駅周辺（浅草・田原町周辺）では、道具街・卸問屋街等の特徴的な商店街、寺社、劇場などの資源が多く存在し、観光客や買い物客が賑わう地区で、重点整備地区に設定されている。

地区内の経路は、基準適合による整備を行う生活関連経路と可能な限り基準に適合させる準生活関連経路に区分されている。準生活関連経路である区道台第24号線（伝法院通り）の一部区間では、従来から歩車共存通りとなっていたため、舗装工事によるハード対策に加え、観光客が多く通行することから、10時から22時までの間、車両進入禁止時間を設けるソフト対策も合わせて実施し、移動等の円滑化を図った。

また、歩道があり基準適合による整備を行う生活関連経路においても、シケインや車道のカラー舗装化を行うなど、歩行者が多いエリア全体の車両速度抑制対策を実施している。



図 6-7 準生活関連経路での歩車共存道路の状況（台東区の事例）

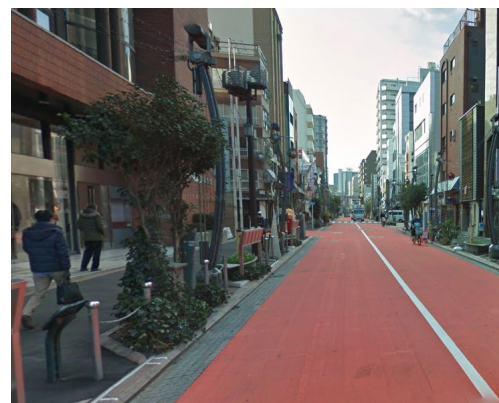


図 6-8 生活関連経路での車両速度抑制対策の状況（台東区の事例）

出典：google map